

静岡県地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要領

1 趣旨

静岡県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第38条の規定に基づき、本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、県内の1団体を静岡県地球温暖化防止活動推進センター（以下「推進センター」という。）に指定します。

このため、推進センターとして指定を希望する団体を募集します。

2 応募対象

応募できる団体は、以下の要件を満たす団体とします。

- (1) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であること。
- (2) 県内に主たる事務所を有すること。
- (3) 令和7年12月1日現在、地球温暖化防止に係る活動歴が2年以上であること。
(任意団体から法人に移行した場合又は法人が事業を承継した場合は、従前の任意団体又は法人による地球温暖化防止に係る活動期間を含む。)
- (4) 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする団体、暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体、及び特定の公職にある者又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと。
- (5) 「4 応募方法（2）提出書類 イ事業計画書」に掲げる事業計画を遂行できる組織体制、財政基盤を有していること。

3 事業内容

法第21条の規定に基づく「静岡県地球温暖化対策実行計画」の目標達成のため、積極的な温室効果ガス削減対策を行う必要があります（「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画の進捗状況」参照）。

推進センターは、家庭部門を中心とした県内の温室効果ガス排出削減や、適応の普及促進を図るため、以下の事業を行うこととします。

- (1) 地球温暖化や省エネ、適応等に関する普及啓発及び相談対応
 - ・地球温暖化の現状や、省エネ対策、気候変動の影響と県民が行う適応策等について、イベントや講演会、広報媒体等を通じ、県民に対して広く普及啓発を図る。
 - ・省エネ対策等について県民からの照会や相談があった場合は、これに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 家庭部門の温室効果ガス排出削減に向けた取組
 - ・県民運動「ふじのくにCOOLチャレンジ実行委員会」の事務局を担い、県民に対し、実行委員と連携して地球温暖化対策アプリ「クルポ」の利用を広く周知するとともに、「クルポ」のポイント獲得場所を増やすなど、県民の継続

的な取組を促進する。

- ・家庭でのエネルギー使用量や使用状況見える化するために、環境省が作成した「うちエコ診断ソフト」を用い、「うちエコ診断士」の派遣やWEB診断を実施して、各家庭で実態に合わせた具体的対策を提案する。
- ・「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（デコ活）の推進に向けた市町・団体等と連携した温暖化防止の普及啓発など、県民の温暖化防止行動を促進する取組を行う。

(3) 地球温暖化防止活動推進員や関係団体等との連携

- ・県民、事業者、関係団体、行政等が一体となって温暖化対策に取り組むため、地球温暖化防止活動推進員、関係団体、市町と十分連携を図る。

4 応募方法

(1) 募集期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 静岡県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（別添様式1）

上記申請書には、次の書類を添付してください。

- *添付書類
- ・定款又は寄付行為
 - ・登記事項証明書
 - ・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - ・収支計算書（1年分 無い場合は法人設立前のものも含む）
 - ・貸借対照表（1年分）
 - ・財産目録
 - ・応募時点で法人格を有していない団体は、法人格取得予定時期及び任意団体と法人格取得予定団体との関係を示す書類
 - ・事業を承継した法人の場合は、従前の法人との関係を示す書類

イ 事業計画書（総括表）（別添様式2）及び（個表）（別添様式2-1）

指定期間内に行う事業について、次の項目ごと、総括表を作成してください。

(ア) 地球温暖化や省エネ、適応等に関する普及啓発及び相談対応

(イ) 家庭部門の温室効果ガス排出削減に向けた取組

(ウ) 地球温暖化防止活動推進員や関係団体等との連携

総括表に記載した項目ごと、個表を作成してください。

各事業については、別紙「主な地球温暖化防止活動推進センター事業」を参照してください。最終的な推進センター事業については推進センター指定団体と協議の上決定します。

ウ 事業実績書（別添様式3）

温暖化防止に関する過去2年間の活動実績を記載してください。

エ 確認書（別添様式4）

宗教活動等を行う団体でないことを確認し、報告してください。

（3）提出部数

各2部

（4）提出方法

下記応募先まで郵送（期限内必着）又は直接持参してください。

（5）提出書類等の取扱い

ア 提出書類に不備がある場合は、提出期限を定めて再提出や追加書類の提出を求める場合があります。

イ 提出書類は、静岡県情報公開条例に基づき、原則として公開されます。

ウ 審査の途中経過に関する問い合わせには応じられません。

（6）応募先及び応募に関する問い合わせ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部環境局環境政策課地球環境班

電話 054-221-3781

FAX 054-221-2940

E-mail:kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

5 団体の決定方法

外部有識者等により構成される選考委員会による審査を行い、県が指定団体を決定します。選考基準は次のとおりです。

令和8年1月又は2月に選考委員会が応募団体に対して応募書類等に関するヒアリングを実施しますので、代表者又は担当者が出席の上、提出書類等についての説明をお願いします。具体的な日程等については、応募団体宛て連絡します。

＜選考基準＞

（1）事業計画の妥当性

ア 広範性（より多くの県民が地球温暖化対策の必要性や、温暖化防止の行動を知ることができるか）

イ 削減効果（より多くの県民が地球温暖化防止の行動を行い、温室効果ガス排出削減に寄与するか）

（2）事業実績の評価（内容は（1）と同じ）

（3）地球温暖化防止活動推進員、関係団体、市町、県との連携状況

（4）推進センターとしての責任遂行能力（組織体制、人材、財政基盤）

6 指定する期間

推進センターとして指定する期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

法第38条第5項により、指定の期間内であっても指定を取り消す場合があります。

7 指定後の報告

推進センターは、法に基づき、毎年度事業開始前に事業計画書及び収支予算書を、毎年度終了後に事業報告書及び収支決算書を県知事あて提出しなければなりません。

8 参考

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）

（地域地球温暖化防止活動推進センター）

第38条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限つて、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- (3) 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- (5) 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
- (6) 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。

6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第2項第2号若しくは第3号に掲げる事業又は同項第6号に掲げる事業（同項第2号又は第3号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第1項の指定の手続その他地域センターに關し必要な事項は、環境省令で定める。

（2）地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（抄）

（指定の申請）

第6条 法第38条第1項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法第38条第2項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- (5) 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

（名称等の変更）

第7条 地域センターは、前条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 地域センターは、前条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事等に提出しなければならない。

（欠格事由）

第8条 地域センターは、法第38条第6項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して2年を経過していない者を同条第2項第2号、第3号又は第6号（同項第2号又は第3号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させてはならない。

（都道府県知事等への報告等）

第9条 地域センターは、毎年度の事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度においては、法第38条第1項の規定により地域センターとしての指定を受けた日以後遅滞なく提出するものとする。

2 地域センターは、毎年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 都道府県知事及び指定都市等の長は、その指定に係る地域センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、地域センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に関する報告又は資料の提出を求めることができる。